令和7年度

大阪府鉄鋼業最低賃金専門部会

第2回 会議次第

令和7年8月28日(木)午後5時 (大阪合同庁舎第2号館9階 共用B会議室)

- 1 開 会
- 2 議 事

大阪府鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

3 閉 会

特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性の有無に関する調査審議の運営について①

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、特定最低賃金の決定等(決定、改正又は廃止のことをいう。以下同じ。)に関する申出を受けた場合には、原則として当該決定等の必要性の有無について最低賃金審議会に意見を求めるものとされている。 実際の必要性の有無に関する調査審議に当たっては、以下を参考に、関係労使(当該産業を含めた関係労使)が参加することにより、より実質的な審議が行われることが期待されている。

新産業別最低賃金と旧産業別最低賃金

特定最低賃金は、昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会の答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金等の 転換等について」に基づき、特定の産業の関係労使が労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から、その産業の基幹 的労働者について地域別最低賃金より金額水準より高い最低賃金を必要と認めた場合に、その労使の申出により設定すること とされた「新産業別最低賃金」と、同答申に基づき平成元年以降改正を行わないこととされた「旧産業別最低賃金」がある。

昭和61年3月31日付け基発第188号「今後の産業別最低賃金制度の運営について」

- 2 申出に係る新産業別最低賃金の決定等の必要性に関する決定
 - (1) 新産業別最低賃金の決定等の必要性についての諮問等

(略)

- 口 上記イにより新産業別最低賃金の決定等の必要性の有無について諮問を行った場合、その後の審議会の運営に当たっては特に次の点に留意するものとする。
- (イ) 関係労使の意向や当該産業の実態等が十分反映されるよう<u>関係労使の意見を必ず聴取する</u>こと。 また、必要に応じ審議会に各側委員から構成される小委員会等を設けるなど効率的な審議に努めること。 (ロ)及び(ハ) (略)

「中央最低賃金審議会産業別最低賃金に関する全員協議会報告」(平成10年12月10日中央最低賃金審議会了承)

- 2 運用面の改善について具体的な対応
- (2) 産業別最低賃金の審議手続上の取扱いの改善
 - ① 中小企業関係労使の意見の反映 産業別最低賃金の設定による影響を受けやすい中小企業関係労使の意見が十分に反映されるようにするため、審議会 委員の選任や参考人の意見聴取に当たって、<u>中小企業関係労使からの選任や当該産業の中小企業関係労使からの意見聴</u> 取に配慮すること。

特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性の有無に関する調査審議の運営について②

「中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告」(平成14年12月6日中央最低賃金審議会了承)

- 2 関係労使のイニシアティブの一層の発揮を中心とした改善
- (1) 関係労使のイニシアティブ発揮による改善
 - ① 関係労使当事者間の意思疎通

業別最低賃金の決定、改正又は廃止(以下「決定等」という。)に関する申出について、関係労使が双方の意向を了知しておくことは、その後の円滑な審議にとって重要であるため、<u>当該申出の意向表明後速やかに、関係</u>労使当事者間の意思疎通を図ることとする。

この場合の意思疎通としては、関係労使当事者間において話合いを持つことが望ましい。

なお、関係労使当事者とは、主として、労働協約締結当事者の使用者(使用者団体を含む。) 又は労働組合、 都道府県内における当該産業の関係労使団体などを指すものである。

② 関係労使の参加による必要性審議

産業別最低賃金の決定等の必要性の有無に関する調査審議(以下「必要性審議」という。)について、<u>従来どおりの方法で行うか、当該産業の労使が入った場で行うかを、地方最低賃金審議会において、地域、産業の実情</u>を踏まえつつ、検討することとする。

なお、必要性審議において、<u>当該産業別最低賃金が適用される中小企業を含めた関係労使が参加することに</u>より、より実質的な審議が行われることを期待するものである。

③ 金額審議における全会一致の議決に向けた努力

関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格から、産業別 最低賃金の決定 又は改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。

特定最低賃金の審議における労使イニシアティブの促進に向けた参考事例について

「改正の必要性なし」となったが、次年度の審議に向けて、 該当産業の関係労使が参加した審議の調整をすることと なった事例

- 使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、 データに基づく根拠(厳しい経営環境におかれる中小企業の負担 感や、地域別最低賃金の大幅な上昇等によって地域別最低賃金に 対する該当産業の賃金の優位性が認められないこと等)を示し、 「改正の必要性なし」と主張。
- 審議の結果、「改正の必要性なし」となったものの、**労働者側** <u>委員の提案を踏まえ、次年度における改正の必要性審議に向けて、</u> 該当産業の労使が新たに参加する方向で調整を行っている。

労働者側委員が、使用者側の意見を踏まえた審議を行う旨 を表明した結果、使用者側委員が意向を変更し「改正の必 要性あり」となった事例

- 使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、業界を取り巻く環境の厳しさを理由に当初「必要性なし」と主張。 使用者側参考人の意見陳述を聴いた労働者側委員から「使用者側の状況、産業界の状況を踏まえた金額審議を行う」との回答があったため、使用者側委員は意向を変更し「改正の必要性あり」とした。
- 次年度の審議運営について検討を行った結果、審議日数を十分 確保するとともに、産業界の意見が反映されるよう産業界代表か らの意見提出に加え、意見聴取も実施することとなった。

関係労使当事者間の意思疎通を図るために、審議前の勉強 会の実施や運営に関する議論を行っている事例

- 労働者側委員は、産業の魅力向上や人材確保の観点から「改正の必要性あり」と主張。使用者側委員は、地域別最低賃金が過去最高の上昇であることを踏まえ「改正の必要性なし」と主張。審議の結果、「改正の必要性なし」となったものの、審議の場において、公益委員から「特定最低賃金が労使のイニシアティブによって決定等する」という制度趣旨を改めて説明した上で、労働者側委員・使用者側委員に対し、根拠を示して主張を行うよう働きかけを行っている。
- **第1回専門部会開催前に勉強会を実施**し、特定最低賃金について理解を深めている。また、**運営委員会において、特定最低賃金の運営の在り方に関する議論を行っている**。

双方の主張の歩み寄りや次年度につながる調整が十分に行われていない事例

- 使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、労働者側委員の「必要性あり」との主張に対し、地域別最低賃金が ここ数年急激に上昇していることを理由に「改正の必要なし」と 主張。
- 使用者側委員から、経営環境やどういった状況であれば「改正 の必要性あり」となり得るのかといった具体的な説明がなく、審 議が終了している。
- (注)参考事例は、令和6年度の地方最低賃金審議会の審議等の実態をもとに労働基準局賃金課にて作成。